

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県選挙管理委員会
- 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程
- 福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十九年七月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第百十四条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第百十五条中「揭示」を「氏名等の揭示」に改める。

第百十六条中「揭示」を「氏名等の揭示」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱いに係る揭示の様式）

第百十六條之二 審査法第十四条の二第三項の規定による審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の市町村委員会が行う揭示（以下「退官等揭示」という。）は、第五十三号様式による。

2 審査法第十四条の二第四項において準用する同条第三項の規定による審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいづれかについてその氏名に変更が生じた場合の市町村委員会が行う揭示（以下「氏名変更揭示」という。）は、第五十四号様式による。

第百十七条の見出し中「氏名等の揭示」を「氏名等の揭示等」に改め、同条第一項中「揭示」を「氏名等の揭示、退官等揭示及び氏名変更揭示」に改める。
第百十八条の見出し中「氏名等の揭示」を「氏名等の揭示等」に改め、同条中「揭示」を「氏名等の揭示、退官等揭示及び氏名変更揭示」に改める。
第五十二号様式の次に次の二様式を加える。

第百十七条の見出し中「氏名等の揭示」を「氏名等の揭示等」に改め、同条第一項中「揭示」を「氏名等の揭示、退官等揭示及び氏名変更揭示」に改める。
第百十八条の見出し中「氏名等の揭示」を「氏名等の揭示等」に改め、同条中「揭示」を「氏名等の揭示、退官等揭示及び氏名変更揭示」に改める。
第五十二号様式の次に次の二様式を加える。

第五十三号様式（第百十六条の二関係）

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された〇〇〇〇は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項（第五条第五項）（第五条の三第一項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、〇〇〇〇の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年 月 日

〇〇市（町村）選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第五十四号様式（第一百六条の二関係）

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇〇は、
日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として印刷さ
れています。

年 月 日

〇〇市（町村）選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように
行うこと。

附 則
この規程は、平成二十九年七月二十八日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第五十号

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

「 心身の状況 □健康状態・病歴 □障害 □その他（ ） □性格 □その他（ ）」	「 家庭生活 □親族関係 □婚姻歴 □その他（ ）」	「 家庭生活 □親族関係 □婚姻歴 □その他（ ）」	「 身体状況・能力 □身体状況・能力 □家庭の状況 ）」	「 家庭の状況 ）」	「 思想・信条・宗教等 □思想・信条 □宗教 □社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由： ）」	「 要配慮個人情報 □人種 □病歴 □心身の機能障害 □医師等による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続 □信条 □犯罪の経歴 □健康診断等の結果 □社会 □犯罪 ）」	「 報（ ） ）」
---	---	---	--	------------------	---	--	--------------------

（収集する理由：

に改める。

附 則

- この規程は、平成二十九年七月二十八日から施行する。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第一号（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。